

財政援助団体等監査結果報告

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	大	澤	和	士
同	福	本	富	夫
同	菅	野	吉	記

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和6年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

I 監査の概要

1 監査の対象

下記の財政援助団体等における出納その他の事務で、主として令和5年度執行の事務

(1) 出資団体

団体名	出資(捐)金総額 (うち神戸市総額)	資本金等 (神戸市比率)	総職員数 (うち神戸市派遣)
株式会社神戸ウォーターフロント 開発機構	90,000 千円 (90,000 千円)	45,000 千円 (100%)	6 人 (3 人)
神戸航空貨物ターミナル株式会社	2,936,000 千円 (1,720,000 千円)	100,000 千円 (58.5%)	6 人 (1 人)
株式会社神戸フェリーセンター	50,000 千円 (18,000 千円)	50,000 千円 (36.0%)	42 人 (0 人)
阪神国際港湾株式会社	1,460,000 千円 (450,000 千円)	730,000 千円 (30.8%)	84 人 (7 人)

* 令和6年7月時点

* 出資(捐)金総額欄は出資金等減資前の額を表す

(2) 財政的援助団体

団体名	貸付金等概要	令和5年度末残高
阪神国際港湾株式会社（再掲）	埠頭群荷さばき施設等整備事業貸付金 等	18,499,531 千円

(3) 公の施設の指定管理者

団体名	指定管理施設名称	指定管理期間	令和5年度指定管理料等*
一般財団法人神戸港湾福利厚生協会	神戸港福利厚生施設 神戸ポートオアシス	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	45,799 千円 － 千円

*指定管理料等欄は、上段に指定管理料、下段に利用料金収入等を記載

2 監査の期間

令和6年8月20日～令和6年12月18日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

II 監査の結果

1 株式会社神戸ウォーターフロント開発機構（出資団体）

株式会社神戸ウォーターフロント開発機構（以下「会社」という。）は、神戸港のウォーターフロントエリアにおいて、まちづくりに関わる多様な主体が一体となり順次形成されるエリアのマネジメントや地域活性化等の先導的役割を担い、魅力的で持続性のある都心・ウォーターフロントの形成を目指すことを目的として、令和3年5月に神戸市の100%出資法人として設立された。

従来、行政が中心となって推進してきたまちづくりは、都市再生特別措置法の改正により、民間が主体的に活動できるようになり、公共空間による収益活動を積極的に認めることにより、管理の高質化、まちの活性化を図るしくみへと転換されている。

会社は、令和3年8月に神戸市から都市再生推進法人^{*1}に指定されており、まちづくり活動の推進主体として、ウォーターフロントのエリアマネジメントを展開している。また、令和4年8月に神戸市と締結した都市利便増進協定^{*2}に基づき、令和6年4月にリニューアルした神戸ポートタワーや、メリケンパーク内のライトアップ施設等、周辺施設を一体的に管理、運営しており、運営事業者と連携した他企業とのタイアップ企画を行うなど、魅力的な施設づくりに寄与するとともに、その収益を当エリアにおける賑わいの創出などに還元している。

今後も民間施設と連携したまちの演出など、まちづくりを主体的に進める都市再生推進法人にしかできない役割を担い、持続可能なまちづくりの実現に努めるとともに、当エリアの魅力、活力を高め、神戸ウォーターフロントのさらなる賑わいの創出に貢献されたい。

監査の結果、会社の出納及びその他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。事業面では、法人の設立の目的に沿って運営されているものと認められた。

しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

*1 都市再生推進法人：まちづくりの新たな担い手として、行政の補完的機能を担い、地域のまちづくり活動を促進するため公的な位置づけが付与された法人。（都市再生特別措置法第118条）

*2 都市利便増進協定制：地域団体や都市再生推進法人等が持続可能なまちづくりを実現するため、道路や公園などの様々な公共施設を活用しながら、その収益の一部を地域活動や、清掃活動、施設の維持・管理等に還元するものであり、他の自治体でも活用されているほか、国においても推進されている。（都市再生特別措置法第75条）

○ 意見

(1) 内部統制システムの整備及び運用について

会社では、規則等やルールの不備、契約書や社内規定などに基づく適正な手続きが行われていないなど、内部統制及びリスク管理の面で改善等を要する以下のような事例があった。

株式会社神戸ウォーターフロント開発機構は、会社法等における内部統制システムの整備が義務付けられてはいないが、取り入れることによりガバナンスやコンプライアンスを強化することが期待できる。この趣旨を踏まえ、ルールの整備や再発防止策を構築するなど、内部統制の確立及び運用等に取り組まれたい。

ア 事務処理におけるチェック体制の構築について

神戸市所管局は、会社と「神戸ウォーターフロント再開発事業及び魅力発信事業に関する負担金協定書」を締結し、会社が行うこれらの事業に要する費用の全額を負担している。

しかし、協定書の経費基準等が明確でなく、対象事業に含まれないと思われる経費が計上されていた。

会社と神戸市所管局は、事務処理を適切に行えるよう十分な調整を図られたい。

会社は、経費が適切に計上されているか、社内でチェックできる体制の構築に努められたい。

神戸市所管局は、必要に応じてヒアリングや証拠書類等の提出を求めるなど、事業報告の確実な審査を行われたい。

イ 会計伝票への決裁について

物品の発注、契約の締結にあたり意思決定の決裁を得ていたが、支出、収入の事務において、会計伝票への決裁の記録がなかった。また、課長が月ごとに納納状況の確認を行っているとのことだが、確認を証する記録がなかった。

リスクマネジメントの観点から、会計処理マニュアルを作成するなどにより、客観的かつ事後的に過程を確認でき、適切な会計処理を行えるよう検討されたい。

ウ 郵便切手類の管理について

会社には、郵便切手類の管理に関する規程等はなく、使用者及び確認者の記載がないもの、出入の経過を記録せず管理簿を上書きで修正しているもの、有効期限を経過した施設入館チケットを決裁せず廃棄しているものがあった。また、管理職による定期的な残高確認、検証が行われていなかった。

盗難や紛失、誤使用等の発生を防止し、万一発生した場合でも、発生時点や原因を容易に把握できるよう、速やかに管理ルールを整備し、社内で周知されたい。

2 神戸航空貨物ターミナル株式会社（出資団体）

神戸航空貨物ターミナル株式会社（以下「会社」という。）は、関西国際空港の開港を契機として、西日本一円における航空貨物の物流拠点としての、荷さばき、通関、保管及び関西国際空港への集中輸送等の機能を備えたエアカーゴシティターミナルを整備運営することにより、神戸港を海空陸の総合的な物流ネットワークの結節点として、さらに発展させることを目的として平成4年4月に設立され、関西国際空港が開港した平成6年9月より集中輸送業務を開始した。これまで船舶用機械部品、自動車部品、半導体等電子部品、機械機器類など「部品関係」を中心に累計約32万5千トンに及ぶ様々な貨物を取り扱い、長年にわたり地元企業の利益に資する役割を果たしてきた。

この間、開業直後の阪神淡路大震災による物流ルートの変化や長引く景気低迷の影響による取扱貨物量の伸び悩み等により苦しい経営状況が続くこととなり、これまで、RORO船*1による海上輸送から陸上輸送による集中輸送への転換、弾力的な輸送体制とすることによる輸送コストの低減、保有資産の有効活用のほか、集中輸送業務の効率化など、様々な経営改善策にも取り組んできた。なお、出資金払込総額は2,936,000千円だったが、累積損失を解消し、財務内容の改善及び経営体質の強化を図るため、平成28年8月に減資を行い、現在の資本金である100,000千円となっている。

こうした中、昨今、通関制度の変更、物流環境や社会・経済情勢の変化を踏まえ、民間事業者による自社輸送や自社拠点への集約化が進んだことから、物流拠点としての民間事業者へのサービス提供という会社設立の主たる役割を終えたと判断し、令和7年3月末をもって業務終了することとしており、現在、出資者や関係取引先への丁寧な説明に努めながら解散に向けた手続きを鋭意進めているところである。

監査の結果、会社の出納及びその他の事務について、適正に処理されていると認められた。解散に向けた手続きに際しては、遺漏なきよう留意しながら着実に進められたい。

また、今後の清算終了に伴い、出資者である神戸市港湾事業会計においても特別損失等を含む会計処理が発生することにも留意する必要がある。

*1：RORO船とは、船舶の側面や船尾に設けられた舷門を通してトラック、トレーラーが自走で船内に入出入りすることにより荷役を行う船をいう。

3 株式会社神戸フェリーセンター（出資団体）

株式会社神戸フェリーセンター（以下「会社」という。）は、フェリーターミナルにおいて公共性を維持しながら、車両及び旅客、貨物の安全輸送に資するとともに、神戸港の発展に寄与することを目的として、昭和44年8月に設立された。現在は新港第3突堤の神戸三宮フェリーターミナル等で業務を行っている。

フェリー事業では、小豆島－高松、宮崎航路、大分航路の3船社3航路について、各船社からの委託を受け、埠頭の使用、離着岸、乗船券の販売等、陸上作業等の業務を行っているほか、駐車場、シャープールの運営や、神戸三宮フェリーターミナル及び神戸ポートターミナル（神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体）の指定管理者として港湾施設を管理するなど、人流、物流の面から神戸港の活性化に取り組んでいる。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響の縮小、インバウンド需要の回復等により、旅客は27万1千人、前年度比21.1%の増加となったが、コロナ以前までには達しておらず（令和元年度比89.7%）、貨物は9万5千台と前年度比で2.1%減少（令和元年度比91.6%）し、依然として厳しい状況にある。

財政面では、高速道路網の整備、阪神大震災の影響等により、平成9年度に債務超過額が4.8億円に達したが、その後、会社の組織再編等、継続的に経営改善に取り組んできた結果、平成29年度には3,150万円まで縮小した。しかし、台風による高潮被害や新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、フェリー事業の継続的な赤字により債務超過の解消が進まないなか、2年を目処に早期に経営改善を進めるため、第三者による経営実態調査の報告を踏まえ、令和4年7月、「経営改善計画」（計画期間：令和4～5年度）を策定した。この計画に基づき、業務内容の効率化、人件費の削減、船社との受託料の見直しなどにより、令和4年度にはフェリー部門の赤字を解消し、令和5年度決算では、債務超過額は1,063万円まで縮小している。引き続き、業務の見直しや人件費の抑制などに継続的に取り組み、令和6年度に債務超過の解消を見込んでいる。

今後とも、船社や関係機関と一体となり、フェリーの円滑な運航と安全輸送、利用者へのサービスの充実及び神戸港の活性化に寄与するとともに、一層の経営の効率化と経営基盤の強化に努められたい。

監査の結果、会社の出納及びその他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。事業面では、法人の設立の目的に沿って運営されているものと認められた。

しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

○ 意見

(1) 内部統制システムの整備及び運用について

会社では、ルールの不備、契約書や社内規程などに基づく適正な処理が行われていないなど、内部統制及びリスク管理の面で改善等を要する以下のような事例があった。

株式会社神戸フェリーセンターは、会社法等における内部統制システムの整備が義務付けられてはいないが、取り入れることによりガバナンスやコンプライアンスを強化することが期待できる。この趣旨を踏まえ、ルールの整備や再発防止策を構築するなど、内部統制の確立及び運用等に取り組みたい。

ア 委託契約の業務仕様書の作成について

神戸市との契約の仕様書をそのまま使って再委託していた。そのため再委託先の月次業務履行報告書の提出先が、会社であるべきところ神戸市となっていた。

会社は仕様書を適正に定めたいと、再委託契約を締結されたい。

【事例】神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス周辺環境対策業務

イ 土地の管理について

会社は神戸市から借り受けた土地を第三者に転貸しているが、その際に必要となる神戸市への承認申請を怠っている事例があり、転貸先との間で締結した契約書の一部の所在が不明であった。

また、土地を第三者に運営管理委託しているが、契約書上、転貸とみられかねない事例があった。

転貸等に係る神戸市所管局の承認を得るなど適正に管理するとともに、契約書は会社の規程に基づき適正に保存されたい。

ウ 郵便切手類の管理について

会社では、郵便切手類の管理について、社内ルールに基づき確認していたが、上司による定期的な残高確認などは行っていなかった。また、管理簿の使用枚数を修正テープで訂正しているものがあった。

事故を未然に防止するため、社内で管理ルールを整備し、定期的に点検及び検証を行われたい。また、管理簿の修正は、会社の規程に従い適正に行われたい。

エ インターネットバンキング利用におけるチェック体制の強化及びパスワード管理の適正化について

取引業者等への支払いにインターネットバンキングを利用しているが、システム上で振込データ作成と振込承認の権限を分ける社内ルールがなく、両方の処理を一人の出納担当者が行っていた。

また、インターネットバンキング専用のパソコンにシステムへのログインパスワードが貼付されていた。

インターネットバンキングの利用について、社内の手続きを整備するとともに、不正使用を予防するため、パスワードの管理など、情報セキュリティポリシーが遵守できる体制を構築されたい。

4 阪神国際港湾株式会社（出資団体、財政的援助団体）

阪神国際港湾株式会社（以下「会社」という。）は、国の国際コンテナ戦略港湾政策の一翼として、港湾法に基づく国際コンテナ戦略港湾である「阪神港」（神戸港・大阪港）の国際競争力の強化に向け、民の視点による効率的かつ一体的な港湾運営をさらに推進するために、神戸・大阪両埠頭会社を経営統合し、平成26年に設立され、令和6年10月をもって設立10年を迎えた。平成26年11月に国土交通大臣より「港湾運営会社」に指定され、「阪神港」を一元的に管理運営しており、また、「阪神港」として、西日本・関西圏の産業活性化に貢献するとともに、豊かで安定した市民生活を支える西日本のゲートポートを目指すため、(1)西日本から貨物を集める「集貨」、(2)産業の立地促進などにより新たな貨物を生み出す「創貨」、(3)船舶大型化に対応した施設整備などの「競争力強化」に取り組んでいる。

会社設立後、概ね順調に港勢を拡大（平成30年 535万TEU*1）していたが、令和5年の「阪神港」の外貿コンテナ取扱量は507万TEUで前年比4.8%減となっている。これは新型コロナウイルス感染症の影響からは正常化したものの、世界的なインフレや中国経済の減退に加えて、不安定な国際情勢、円安、物価高騰等といった影響を特に輸入面で受けたことが主な要因と考えられる。こうした中でも、港湾管理者と連携した海外ポートセールス活動を4年ぶりに再開するなど積極的に集貨に努め、「阪神港」の港勢拡大に貢献する取組を行っている。

また、会社として、中期経営計画を策定しその進捗を管理しつつ各種取組を進めているが、財政面に目を向けると、埠頭群を構成する荷さばき施設などの港湾施設建設等の財源として借り入れた残高が令和5年度末で293億円超となっており、資産総額に対して57.7%、株主資本に対して364.3%という状況にある。ただ、これらは港湾法第55条の9等に基づく国並びに港湾管理者からの無利子貸付け制度を活用し、借入金残高の8割以上が無利子負債であり、ただちに逼迫した財政状態にあるというわけではないが、今後その返済原資をいかに確保していくかが重要となってくる。主な返済原資は埠頭などの施設の貸付料であるが、今後とも安定的な収益を確保できるよう、港湾管理者と一体となって「阪神港」の魅力向上とあわせ集貨・創貨に努め、港勢の拡大につながる取組を続けられたい。

監査の結果、会社の出納及びその他の事務について、おおむね妥当に処理されていると認められた。しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

*1：TEU（Twenty Foot Equivalent Units）とは、20フィートコンテナ換算個数である。

○ 指 摘 事 項

(1) 内部統制システムの整備及び運用を適正に行うべきもの

会社法第362条第4項第6号並びに同法施行規則第100条第1項及び第3項の規定に基づき、会社では「内部統制システムの整備に関する基本方針（規則）」（平成26年10月1日）、「リスク管理規程」（平成27年4月1日）を策定し、内部統制システムの整備及び運用を行っている。

る。しかしながら、以下の事例があったので、再発防止策を構築するなど、リスク管理の見直し、対応策の整備及び運用に取り組むべきである。

ア 設立 10 年に向けた金品の支給確認について

金品の受け渡しを確認できる書類がなかった。渡し漏れや重複支給等事故を防ぐためにも、受け渡しを記録し、上長はその記録の確認もあわせて履行確認すべきである。

また金品の支給について決裁により意思決定したとのことだが、支給基準（対象者や内容、時期）等の根拠・経緯の記載や記録はなかった。次回周年事業の際の参考や妥当性を図るために、設立 10 年に係る事業全体を整理、記録し、後年への引き継ぎを検討されたい。

イ 外国出張における日当の支給について

外国出張における日当の区分を誤った支給をしていた。「外国を出発した日」の翌日から日本に帰着した日までの日当の区分は、旅費規程第 12 条別表 2 の注 2 に基づき「丙地方」とすべきである。また、外国に到着した日、または出発した日の用務内容を行程表に記載するなど、適切な旅費の執行に努められたい。別表第 2 の注 2 の表記方法の工夫や、解釈を補足した運用通知を発するなど周知を検討されたい。

【事例】World Ports Conference 2023 参加のための外国出張

ウ 契約の自動継続について

契約に基づく自動継続の意思決定が行われていなかった。また、見積書は自動継続契約に関する意思決定期限には間に合っておらず、契約見込額のわからない中での判断となる状況となっているため、改善策を検討されたい。

【事例】六甲アイランドのコンテナバースに向かう車列の誘導・警備業務委託契約

エ 遡及適用の判断について

施行日を遡及する運用が散見された。「神戸市・大阪市の予算議決を待って事務を始めることが原因」とのことであるが、そういう運用を今後も継続するのであれば、予算成立から年度末までの数日間という日程であっても事務処理を確実に行うか、あるいは、予算成立前の段階で、成立を前提とした、もしくは予算不成立となった場合の対応策をあわせて意思決定するなど、運用の見直しを検討されたい。

オ 契約のあり方について

時間単価を定めた単価契約において、当初の見込み時間数を大幅に上回り、契約権限を超える発注状態となっていた。

発注した業務の総量を把握できない状況では財政運営的な課題にもつながりかねないため、当初の想定時間数を予め契約相手方に示した上、契約相手方でも業務量を的確に管理し、会社では相談案件ごとにかかった業務量の報告を受け、執行状況を把握するなど、再発防止策を検討されたい。

【事例】財務的検討の支援に係る業務委託契約

5 一般財団法人神戸港湾福利厚生協会（神戸港福利厚生施設 神戸ポートオアシス指定管理者）

神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス（以下「神戸ポートオアシス」という。）は、港湾福利厚生施設であった神戸中央港湾労働者福祉センターや神戸港湾労働者福祉センターの老朽化による廃止に伴い、その機能を集約し、港湾労働者その他の市民の福祉の増進及び文化の向上を図るとともに、その自主的な活動を支援するため、平成29年6月に設置された。

一般財団法人神戸港湾福利厚生協会（以下「指定管理者」という。）は長年、神戸港における港湾関係労働者の福利厚生事業を担っており、神戸市の公の施設の指定管理者制度運用指針（市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合は非公募選定できる）に基づき、施設の特性を十分理解した上で神戸市の施策に沿った運営を行うことができる唯一の団体として、指定管理者に選定されている。

<施設の概要>

所在地 神戸市中央区新港町5番2号

延床面積 4,736.30㎡

内容 多目的ホール（2階～3階）、事務室（4、5階）、会議室（5階）、駐車場

※食堂、喫茶、コンビニエンスストア（1階）は指定管理の対象外

指定管理者が行う業務は、施設の利用（使用許可、使用料の徴収及び返還等）、及び維持管理に関する業務である。

指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理協定書（以下「協定書」という。）等に従って概ね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

○ 指 摘 事 項

(1) 神戸市所管局と指定管理者の連携強化を図るべきもの

指定管理施設の運営状況について、指定管理者と神戸市所管局の間で、情報交換や確認が十分に出来ていなかったため、条例、規則、協定等に基づく適正な事務処理が行われていない以下のような事例があった。

ア 事務所使用に係る使用許可の手続きについて

指定管理者は、事務所として使用させている会議室の一部について、年度ごとに使用許可書を交付せず使用料を徴収していた。

指定管理者は年度ごとに適切な使用許可手続きを行うべきである。

神戸市所管局は、指定管理者の業務が適切に行われているか十分に調査し確認すべきである。

イ 再委託の手続きについて

第三者に再委託している業務については、概ね適正な手続きがなされていたが、清掃業務については、事前に神戸市から書面による承諾を得ずに再委託を行っていた。指定管理者か

ら神戸市に提出された収支報告書に当該経費が計上されていることから、神戸市所管局は当該業務に係る再委託の手続き漏れを把握することは可能であった。

指定管理者は、協定書に基づき再委託を行う際の手続きやチェック体制を確立するとともに、適切に神戸市所管局の承諾を受けるべきである。

神戸市所管局は、適正な再委託手続きを行うよう指定管理者に指示すべきである。また、指定管理者と適宜、情報共有するなど、必要な手続きが漏れていないことを確認する方策を検討すべきである。

ウ 多目的ホールの使用料減免について

多目的ホールの使用許可にあたって、減免対象ではないケースにも減免を行っていた。減免基準の一つに、「多目的ホールで行う行事の練習、準備又は後片付けのために多目的ホールを使用するときは5割相当額の減額を行う」とあるが、「他のホール」で行う行事の「練習等」に使用する場合にも、減免申請の有無によらず減額をしていた。減免対象が「多目的ホールで行う行事」の「練習等」に限定されていることを指定管理者が誤認していたことによるものである。

指定管理者は、使用許可申請書に、減免の対象となる事由を記載する欄を設けるとともに、該当する場合には、申請者に記載させるなど、申請者・指定管理者の双方が、減免の適否を確認できるよう、必要な対策を講じるべきである。

神戸市所管局は、減免が適正に行われているか、適宜確認すべきである。